

豊島区 介護保険以外の主な高齢者福祉施策

- ・この表は、豊島区で行っている介護保険以外の主な高齢者福祉施策をまとめた表です。
- ・それぞれの施策毎に、要介護度や介護保険料所得段階等の要件がございます。
- ※介護保険料所得段階は、毎年7月頃に本人宛に郵送される「介護保険料納入決定通知書」に記載されています。
- ・担当のご利用者様の生活の一助となるサービスですので、ぜひご活用ください。



※利用には申請等が必要です。(1に記載の①年齢による敬老祝品贈呈を除く)

No.	事業名	事業概要	対象者(要件)	利用料等	交付・お問い合わせ先
1	敬老祝い品贈呈	長寿を記念して祝い品を贈呈します。	①77歳、88歳、100歳以上の方(申請不要)、②金婚、ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦(要申請)		高齢者福祉課 高齢者事業グループ
2	敬老入浴	年度で最大30回、100円の自己負担で区内の銭湯に入浴できるカードを配付します。	65歳以上の方	1回100円	
3	湯友サロン(浴場ミニデイサービス)	銭湯で高齢者向け健康体操を行った後、100円で入浴できます。	65歳以上の方(ただし、利用当日に健康チェックを行い問題がない方)	1回100円 実施銭湯へ事前にお申込み下さい。	
4	車いす短期貸出し	歩行困難な在宅高齢者のために臨時・一時的に車いすを最長3か月貸出します。	65歳以上の歩行困難な在宅の方で、介護保険で福祉用具貸与が受けられない方	無料	高齢者総合相談センター または 区民ひろば
5	救急医療情報キット	自宅で救急車を呼んだ際、迅速に本人の情報を救急隊に伝えることを目的として、医療情報等を記載できる用紙と容器を配付しています。	65歳以上の方(申請をいただいた方にお渡ししています。)	無料	
6	高齢者あんしん位置情報サービス	高齢者の位置をGPSにより確認できる位置情報サービス利用料金を助成します。また、居場所への駆けつけ費用の一部も助成します。	65歳以上で徘徊行動がみられる方を在宅で介護する方	月額1,210円 駆けつけ5,500円/時 ※駆けつけは時間の上限有 (所得段階1~5の方は免除)	
7 1	紙おむつ等支給	月額7,000円相当までの紙おむつ等(現物)を自宅へ月1回配送します。	65歳以上で要支援1以上の所得段階1~5(生活保護受給中を除く)の方 ※No.7-2と同月併給は不可		高齢者総合相談センター
7 2	おむつ購入費等助成	月額7,000円までの紙おむつ等の購入費を現金で助成します。	65歳以上で病院に入院中で所得段階1~8(生活保護受給中を除く)の方 ※No.7-1と同月併給は不可。入院中に申請が必要。遡及できません。		
8	出張理美容サービス	寝たきり高齢者のために理美容師が自宅へ出張して散髪等します。理美容券が交付されます。	65歳以上で在宅で要介護3以上の方	1回1,400円 (所得段階1~3の方は免除)	
9	寝具類洗濯乾燥サービス	在宅の高齢者が使用している寝具類を月1回乾燥または洗濯費用を助成します。	・65歳以上で要介護4、5の方 ・一人暮らしまたは高齢者のみ世帯の70歳以上の方	熱風乾燥100円、 薬品消毒200円、 水洗い400円(所得段階1~3の方は免除)	
10	補聴器購入費助成	補聴器購入費を助成します(1人1台1回限り)。	65歳以上で医師から補聴器が必要と認められた方。(購入前に申請してください)。	所得段階1~5の方は上限額5万円、6以上の方は2万円を助成	

No.	事業名	事業概要	対象者(要件)	利用料等	交付・のりこせ
11	見守り訪問事業	訪問員が広報紙などを配布するなど月2回自宅を訪問し、声かけにより安否確認をします。異変に気付いた場合は速やかに対応します。	65歳以上の区内の在宅高齢者で、高齢者総合相談センターから見守り支援が必要と判断された方	無料	高齢者総合相談センター
12	配食サービス	自宅にお弁当を配達する事業者を紹介します。	65歳以上の方 (65歳未満の方も利用可)	お弁当は全額自己負担	
13	福祉電話の貸出し	電話のない方に電話の加入権を貸出します。電話設置費用は区が負担します。	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方、かつ、所得段階1~8の方	基本料金、通話料金、電話レンタル料金等の利用料金は自己負担	
14・1	救急通報システム	急病などの緊急時に通報ボタンを押すだけで通報できる。看護師等が音声で対応し状況に応じて救急車を要請し、警備員が急行します。	・65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯の方 ・65歳以上の日中独居の方	・月額330円~ (所得段階1~5の方は免除) ・月額1,650円~ (慢性疾患証明なしの方)	
14・2	民間火災代理通報システム	自宅に設置した火災センサーが火災を感知すると、自動的に警備会社に通報され、必要に応じ消防署への通報も行う。 (No.14・1の装置に付加)	救急通報システムを利用しており、要介護4以上の方	・月額66円(所得段階1~5の方は免除)	
15	住宅用防災機器給付	火災による緊急事態に備え、以下の住宅用防災機器を設置給付します。 ①自動消火装置 ②電磁調理器 ③ガス安全システム	65歳以上で、①一人暮らし、高齢者のみ世帯または要介護4,5の方 ②③一人暮らしまたは高齢者のみ世帯の方	①5,170円 ②2,200円 ③4,600円 所得段階1~5の方は免除	
16	自立支援住宅改修費助成	転倒予防、介護負担軽減のため高齢者が居住する住宅の改修費用を助成します。 ①手すり取付け、洋式便器への取替え等 ②浴槽・流しの取替え ③便器の洋式化	65歳以上で ①要介護認定で非該当の方 ②要支援・要介護認定を受けており、下肢等に障害者認定を受けている方 ③介護保険または①で工事をしていない方	実費負担した工事代金からの一部を助成 <上限額> ①20万円 ②37.9万円または15.6万円 ③10.6万円	

※豊島区の介護保険料所得段階

所得段階	対象者
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた 生活保護を受けているかた 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しないかた
	⋮
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯員に住民税を課税されているかたがいる
	⋮
第8段階	本人が住民税を課税されていて、合計所得金額が160万円以上210万円未満のかた
第9段階~	本人が住民税を課税されていて、合計所得金額が210万円以上のかた

【受付・お問合せ先】

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) 開設時間 月~金:8:30~18:30 土:8:30~16:30

※ ご利用にあたっては申請前にお問い合わせいただきご確認をお願いいたします。



【本紙に関するお問合せ先】
豊島区保健福祉部高齢者福祉課高齢者事業グループ
東京都豊島区南池袋2-45-1豊島区役所4階
電話 03-4566-2432 (直通 8時30分~17時15分)